

「咲きのある社会」

社会認識・理想社会像・問題意識

現代日本は成熟化・グローバル化社会である。成熟化により価値観が多様化した。そのため、学校教育において受験戦争等の社会問題が表出した。そして、これら諸問題を生み出したとされる、知識偏重な詰め込み型の教育政策の改善を求める社会的圧力が発生した。

グローバル化により、新自由主義思想が流入した。その影響を受け、1984 年に中曽根内閣は「個性重視」「教育の自由化」を柱とする教育改革を構想した。

90 年代のバブル崩壊後以降、上記の教育改革を踏まえて学習指導要領は改定され、教育に関する選択の自由及び多様化を拡大する「ゆとり教育」が導入された。これは、今までの知識偏重の詰め込み型ではなく、考える力・思考力の養成を重視するという物であった。その一貫として、詰め込み型教育が行われていた公教育の時間が削減された。これにより、必然的に費用のかかる私教育の影響が増大した。また、度重なる管理費の増大と、政府の教育支出に対する低さから大学の学費の高騰が続いており、低所得層が大学を受けられないという問題が深刻化している。

グローバル化による新興国の工業化により、日本企業は国際市場での競争にもさらされることとなった。さらに 90 年代初頭のバブル崩壊により景気が低迷し、企業は弱体化した。このような状況において企業は、一度雇用すると容易に解雇できない正規雇用者の厳選を始めた。97 年には大学機関と企業の間で結ばれていた就職協定は破棄され、大学生の就職活動が早まった。以前の就職活動は 4 年次の秋から開始されていたが、現在では 3 年次の末から始まることを取り決めた倫理憲章が企業間で結ばれている。

私の理想社会像は「自己実現ができる機会がある社会」である。

自己実現とは、自分がやりたいことをする・なりたい目標の達成である。目標は常に変容可能性を持つ。自己実現は自らの手で実現するものであるため、主体的になる必要がある。自己実現ができる機会とは、教育を受ける機会と、就職する機会が挙げられる。就労が重要な理由は、主体的となる際、自身の手で生活を成り立たせるためである。機会の要件として、その機会が平等であることが挙げられる。また、教育を受ける機会が平等であるということは、環境的要因に関わらず平等であることを指す。就職する機会が平等であるということは、就職活動において、努力が正当に評価されることを指す。

この理想社会像に対する問題意識として上げられるのは「日本の大学」である。

「日本の大学」においては、生まれた環境の違いによって、大学で学べない若者が存在することと、就職活動において、不平等であることが問題である。

まず、大学で学べない若者の存在である。生まれた環境とは、家庭の経済状況及び地域のことであり、家庭環境の違いによって経済力における格差が生じる。これによって、学費が払えない・受験のために必要な私教育を受けられないという問題が生じる。また、生まれた地域によって地理的問題から私教育へのアクセスが困難となる場合がある。これらの様に、大学で学べないことは、自己実現を阻害することに繋がる。したがって、入学できない子どもの存在は問題である。

次に、就職活動において、不平等であることである。就職活動において、若年既卒者の努力が評価されないことは問題である。

以上から私の理想社会像である「自己実現ができる機会がある社会」においては「日本の大学」が問題として存在しているのである。

目次

1. 現状分析

大学入学の現状/大学の学費が払えない現状/就職活動を諦める人々の現状/採用におけるミスマッチの現状/就職活動を諦めてしまう人々の現状

2. 原因分析

大学受験に対応できない受験生/利用し難い奨学金/就職活動費用高騰の原因/就職活動における評価基盤の不足/新卒一括採用の慣行の存在

3. 政策

オンデマンド授業/所得連動返済型奨学金制度/雇用保険の就職活動生への適用/就職センター試験の導入/新卒一括採用の廃止

4. 結び

1. 現状分析

1-1. 大学入学の現状

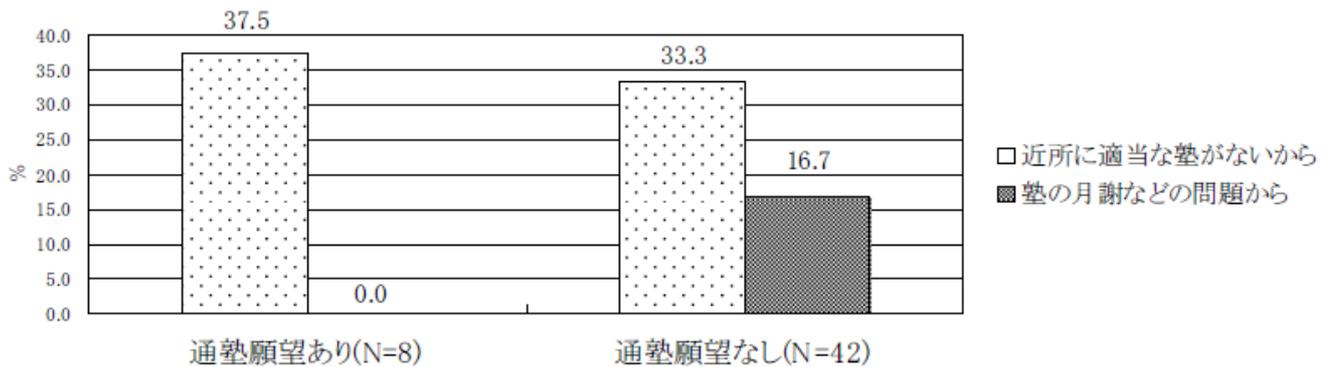
1-1-a. 志望する大学に進む機会がない

志望する大学に進学する機会がないことはすなわち、努力する機会がないということである。自己実現のためには努力が必要である。よって、全ての人々に対し、志望する大学に進むための機会を与えなければならない。現在、大学進学において私教育の役割は非常に重要なものとなっている。大学進学における私教育とは、学習塾・予備校・家庭教師のことを指す。ベネッセ社の調査によると、現在、私教育を受けた高校生の9割が大学進学を果たしている。しかし、私教育を受けていない場合、4割しか進学できていないという実態がある。

私教育がこれ程までに大学受験に効果的な理由は、教育関連法に縛られない自由な教育が可能であることが挙げられる。したがって、子どもの行きたい大学に応じて、質も量も異なった教育が可能となる。しかし、私教育は家庭にとって、費用面で大きな負担となる恐れがある。私教育を受ける場合、高校の学費と合わせて平均100万円以上の負担がかかる。総務省調査に基づくと、ほとんどの世帯で毎年150万円を超える生活費がかかる。よって、私教育を受けさせた上で高校に通わせた場合、**勤労世帯の7割以上である、子ども二人以上を持つ世帯でなおかつ、年収300万円以下の世帯は子ども1人にかけることができる教育費年80万円を遥かに超えた費用を払わなければならない**。その結果として、現在、高校生の3人に1人は私教育を受けたいのにもかかわらず経済的理由から受けられずにいる。自己実現を目指すために志望する大学に通いたいと思う際、私教育を受けられないことは大学受験において必要となる学力の到達に著しく影響を及ぼすのである。

私教育を受けられない若者は何も経済的要因によるものだけではない。**地理的要因によって、私教育を受けられないというケースも存在する**。この調査は、私教育を施す教育機関が存在しない秋田県の東成瀬村で行われた調査である。秋田県の東成瀬中学校では全校生徒の約3割が学習塾を必要だと回答しており、必要ないと回答した1割の生徒の数を大きく上回る。

図1



出典: 佐久間邦友(2009)『教育学雑誌第44号』日本大学文理学部
(<http://nuedu-db.on.arena.ne.jp/pdf/044/44-008.pdf>)2/16 閲覧

図1を見て頂きたい。このデータを用いて説明したいことは、地理的障壁により、私教育を受けたいのにもかかわらず、受けることが叶わない人々の存在である。全校生徒の7割以上が学習塾に通ったことがあるのかというアンケートに対し、「いいえ、通ったことはありませんが、現在通いたいと考えている」(以下通塾願望ありと略す)「いいえ、通ったことはありませんし、現在通いたいと考えていない」(以下通塾願望なしと略す)と回答した。

ここで生徒の「通塾しない理由」に注目して頂きたい。特に「近所に適当な塾がないから」を挙げた通塾願望ありの生徒が約3割半、通塾願望なしの生徒が約3割である。つまり、「学習塾に通いたい」という希望があるにもかかわらず、近くに学習塾が無く通えない状況であること、言い換えれば「学習塾が近所にあるならば通いたい」ということを如実に示しているのである。つまり、私教育を受けたいのにも関わらず、受けられないという事態が生じているのである。

このような問題は秋田県東成瀬村だけに留まる事例ではない。私教育を施す教育機関がない地域であれば、同様の事態は発生するといえるだろう。

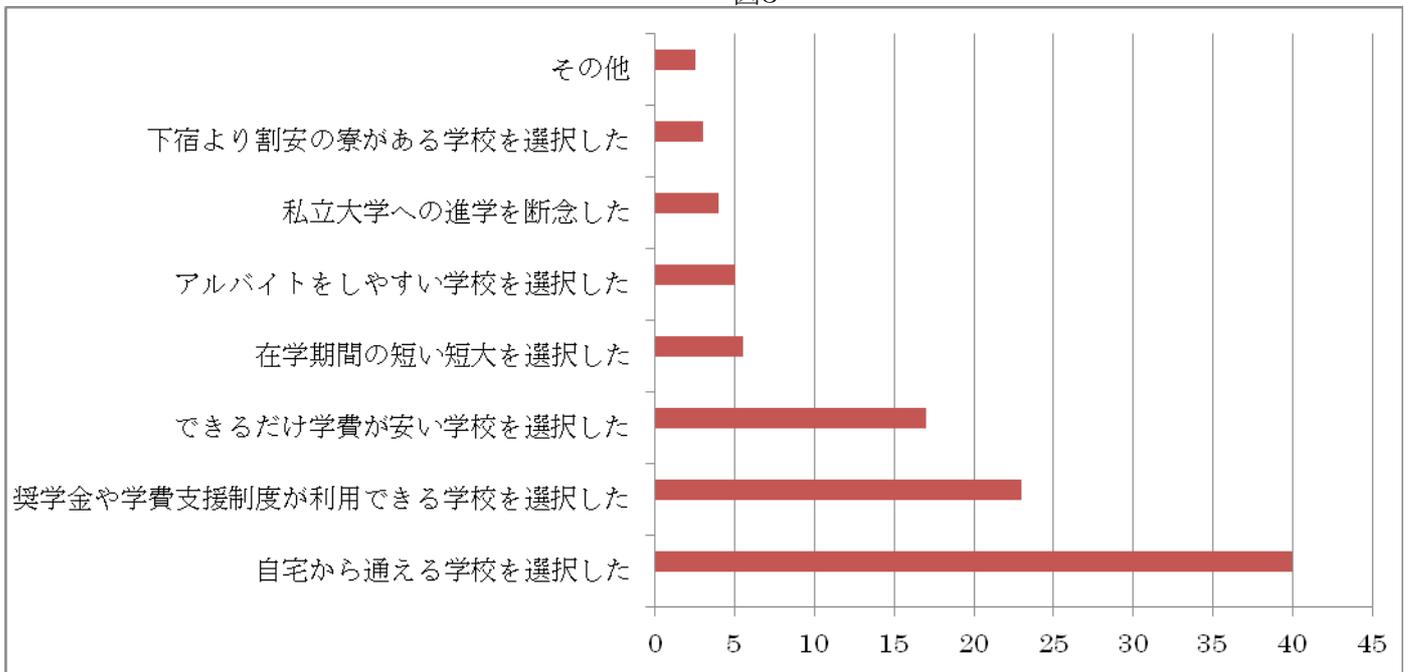
1-1-b.大学の学費が払えない現状

図2

区 分		学 習 費 総 額				合 計
		幼稚園	小学校	中学校	高校	
ケース 1	すべて公立					5,038,522円 (公→公→公→公)
ケース 2	幼稚園だけ私立	662,340円 (公立)	1,821,397円 (公立)	1,379,518円 (公立)	1,175,267円 (公立)	5,987,100円 (私→公→公→公)
ケース 3	高校だけ私立					6,618,498円 (公→公→公→私)
ケース 4	幼稚園および 高校が私立	1,610,918円 (私立)	8,810,687円 (私立)	3,839,621円 (私立)	2,755,243円 (私立)	7,567,076円 (私→公→公→私)
ケース 5	小学校だけ公立					10,027,179円 (私→公→私→私)
ケース 6	すべて私立					17,016,469円 (私→私→私→私)

出典:文部科学省「平成22年度子どもの学習費調査」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm)2/15 閲覧

図3



出典:JS コーポレーション(2010)『大学短大進学調査 2010』
(http://school.js88.com/assessment/wp20/daigaku/wp20d_P138.pdf)2/15 閲覧
元に筆者作成

表2の通り、教育には莫大な費用を要する。幼稚園から高校まで公立に通い続けたとしても、教育費用は500万円を超える。

また、高校卒業後の進路の1つである大学・専門学校の授業料は1年間で140万円¹に及ぶ物もある。また、幼稚園から大学まで全て公立に通った場合と、全て私立で通った場合では約700万円も費用が異なる。図3の統計によると、約5%弱の子どもが私立大学への進学を断念したと示してある。つまり、家庭の経済状況によって、入学できる大学の選択肢が狭まっていることがわかる。

そもそも大学に通えない人々がいる可能性も否定はできない。そのことを指し示すデータを以下に挙げる。昨年、高校卒業後に就職した人数は約20万人²に上った。彼らの中にはそもそも大学を希望しない人も存在することは間違いない。しかし、全てがそうであるとは言えないのである。彼らの保護者に対する調査によると、高卒就職を選択した理由について、昨年の高卒者全体の約3分の1の数に当たる約7万人の保護者は「経済的に進学が難しかった」と回答している。

以上で述べたのは大学進学を経済的理由に諦めた人々の存在である。次に説明するのは、低所得層にとって大学進学が困難であることを実証するデータである。総務省調査に基づく、ほとんどの世帯で毎年150万円を超える生活費がかかる。また、年収300万円以下の勤労世帯の7割以上は子どもが二人以上いる世帯である。したがって、7割以上の世帯が子ども1人当たりかけられる教育費は年80万円に満たない。国公立大学の平均学費である80万円、私立大学の平均学費である140万円であることを鑑みると、生活費に150万円がかかる世帯にとって、一人しか大学に通わせることができないのは明らかである。以上のことから、大学の学費が払えないことが要因で進学を諦めてしまう若者が存在することがわかる。

1-2-a. 就職活動を諦めてしまう人々の現状

就職活動は人々に対し、膨大な負担を強いる。株式会社ディスコが行った調査によると、就職活動にかかった費用について、「リクルートスーツ代」「交通費」「宿泊費」「資料費」「備品代」「有料講座受講費」「その他諸経費」の7つの項目ごとに金額を聞いた。各項目の平均を算出し足しあげると16万円となり、前年調査(15万円)を2700円余り上回った。増加額が一番大きいのは「リクルートスーツ代」で、前年の4万円から4万円へと約3000円増えた。10万円以上を費やした人が8.9%おり平均値を引き上げた。スーツも二極化が進んでいるのだろうか。就活費用のうち最も多くを占める「交通費」は、7万円である。交通費は地方で額が多く、前年は10万円を超えた地域は「中国・四国」「九州・沖縄」の2地域だったが、今年は「北海道」「東北」が加わり、4地域に増えた。地方の交通費の上昇が全体の金額を底上げた格好だ。全体の費用を地域別に見ると、平均額が最も高いのが前年同様「九州・沖縄」で、22万円。他に20万円を超えているのは「中国・四国」「北海道」21万円。逆に、安いのは「関東」13万円、「近畿」14万円といった都市圏。交通費・宿泊費の違いが合計額に大きく影響している。

実際、費用面を懸念する人々が増加している。マイナビ社の調査によると、就職活動で不安に思う要因として、交通費など金銭的負担が大きいと52.2%の就職活動をしている人々が回答した。これは本調査内において一番多くの人々が回答した項目である。以上の様な膨大な負担により、経済的に恵まれていない人々は、就職活動をあきらめざるを得ないという状況がいえる。

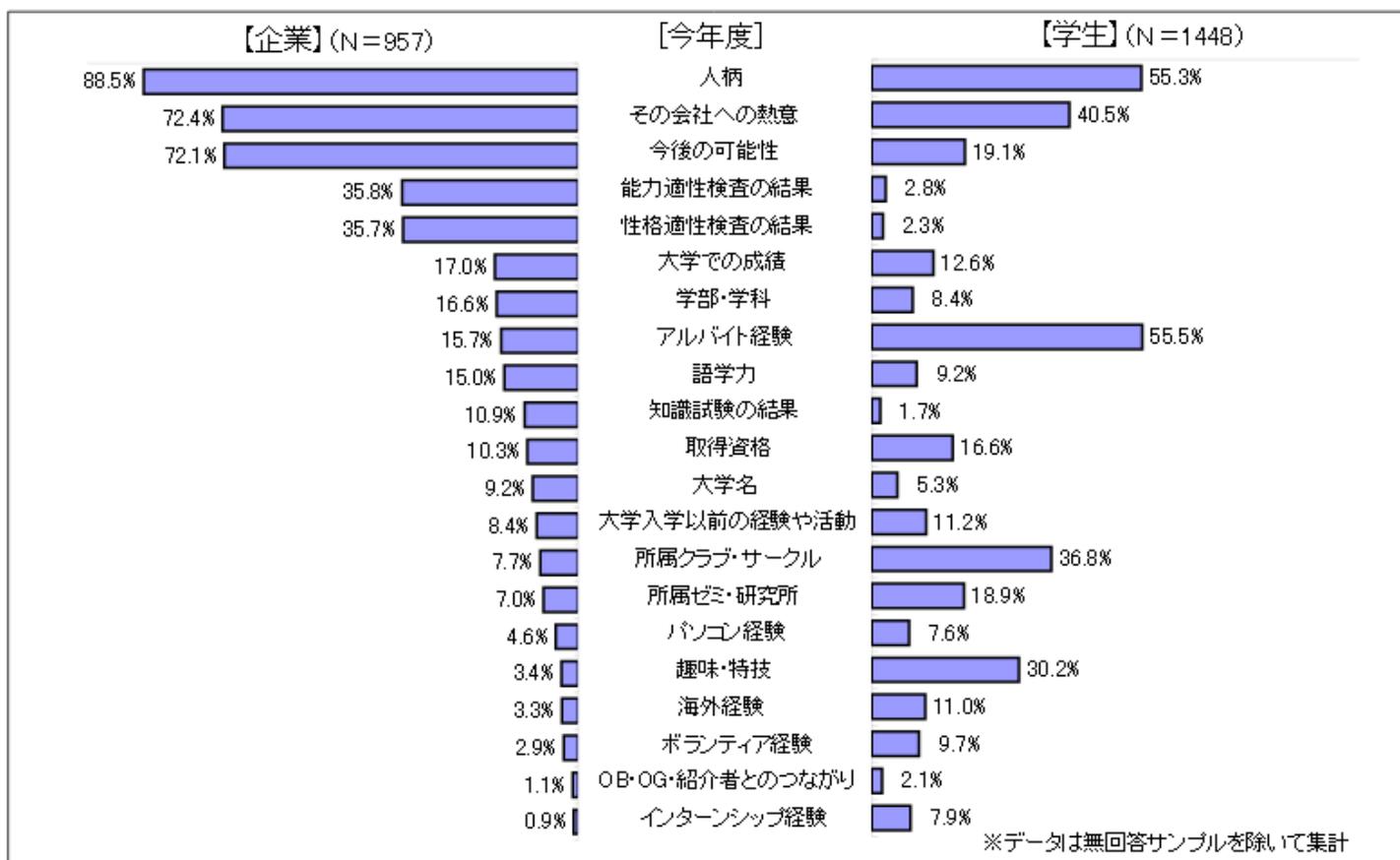
1 総務省(2013)『小売物価格調査』

2 文部科学省(2013)『学校基本調査』

1-2-b. 採用活動におけるミスマッチの現状

図 4

◆採用基準で重視する項目【企業】と重視されたい項目【学生】（ともに複数回答）



出典:リクルート社『就業白書 2013』

図4を見て頂きたい。この図を見てわかることは企業側と学生側の就職活動におけるミスマッチである。おおよその企業が採用基準で重視する項目は人柄・その会社への熱意・今後の可能性である。ただし、この採用基準は極めて曖昧であるといえる。実際、学生が回答した重視されたい項目との乖離が見られる。**曖昧な目標に対して努力することは困難である**と考える。よって、就職活動において努力している人々からすると、就職活動における努力は評価され難いものであると考えられる。

1-2-c. 既卒者³が就職において不平等である現状

厚生労働省の調査によると、既卒者を新卒者と同じ雇用枠で応募可能とする企業は平均して約5割である。企業の事業人数が多くなるにつれ、**応募不可能となる割合が増加する**など、**既卒と新卒を平等に扱うことが少なくなる**。また、応募不可能である企業に対する調査における、既卒と新卒を平等に扱わない理由について、おおよその企業は新卒者で雇用枠が充足するからと回答している。つまり、企業にとって、既卒者と新卒者は就職において不平等であるといえる。

3、大学・専門学校・短大などを卒業し、正規職員としての職歴が無い求職者を指す

2. 原因分析

2-1. 大学入学機会の不均等

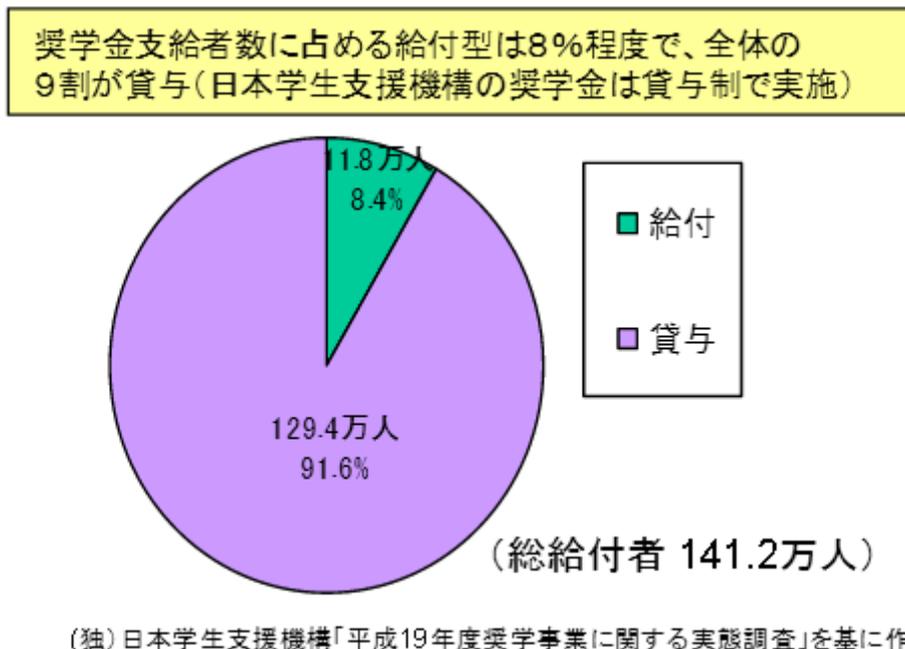
2-1-a. 大学受験に対応できない高校生

ベネッセが全国の高校生を調査したところによると、約6割の高校生が「学校の授業では足りないため、塾や家庭教師を利用している」と回答した。また、塾や家庭教師を利用している高校生の約7割が「学校の授業を超えた内容を受講している」と回答した。そして大学進学率が約6割であることを鑑みると、**受験生の約9割が学校の授業では大学受験に対応できない**と考えていることが分かる。推薦入試においては、高校の学業に基づいた評価を元に推薦候補者が決まるため、機会は担保されているといえよう。しかし、現在大学入試における一般入試率は平均して58%をこえており、国立大学に至っては83%が一般入試である上に、一般入試以外の枠が設けられていない大学も存在する。このような人々を始めとして、私教育は大学受験において必要不可欠であるといえる。また、近年さまざまな大学入試において設置されているAO入試においても、対策塾が存在する。このことから、**私教育を受けたか否かは大学受験において非常に強い影響を及ぼす**といえる。しかし、現状で述べた通り、高校生の3人に1人は私教育を受けられない経済的状況に置かれている。また、地理的障壁のために私教育を受けられない人々も存在する。彼らはそのために、志望校を断念することが強いられるのである。

2-1-b. 利用し難い奨学金

まず、日本の現行の奨学金制度について説明する。図5に書いてある通り、日本の9割以上の奨学金が貸与の制度で実施されている。そして、**国の行う唯一の奨学金制度(=日本学生支援機構奨学金)は全て、貸与の形で実施されている**。この日本学生支援機構奨学金は、社会保障の枠の中で毎年財源が定められており、その財源に従って受給人数を決定する。

図5



日本学生支援機構が学生に対し貸与する奨学金には種別がある。第一種奨学金と、第二種奨学金の2種類がある。この2つの大きな違いは利息と所得連動制の有無である。

第一種奨学金では利息がなく、利用者は大学卒業後、リレー口座⁴に登録し、月賦にて借りた分をそのまま返済することになる。返済スケジュールは借りた金額・借りた期間によるが、4年間借りた場合はおおよそ1万3～5千円を14年～18年に渡って返済することとなる。そして、第二種奨学金には利息が存在する。利率は変動制だが、上限は3%と定められている。こちらも同じく卒業後はリレー口座に登録して同様に返済する。なお、在学中に返済した場合は利息が発生しない。

また、第一種奨学金には所得連動型返済制度が設けられている。これは、年収300万円を超えるまで返済に猶予を持たせる制度である。

図6

区分	第一種奨学金(無利息) (昭和18年度～)		第二種奨学金(利息付) (昭和59年度～)
		所得連動返還型 (平成24年度～)	
対象学種	大学・短大、大学院、高等専門学校、 専修学校専門課程	左のうち 大学院を除く学種	大学・短大、大学院、高等専門学校(4・5年生)、 専修学校専門課程
貸与月額	学生が選択(高い月額、低い月額) ※私大・自宅外通学の場合 高い月額:64,000円、低い月額:30,000円	同左	学生が選択 ※大学の場合、3、5、8、10、12万円から選択
貸与基準 (大学)	学力	①高校成績が3.5以上(1年生) 又は ②大学成績が学部内において上位1/3以 内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると 認められる学生 又は ③勉学意欲のある学生
	家計	955万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者 が給与所得者の場合の目安	300万円以下 1,207万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安
返還方法	卒業後20年以内	卒業後、一定額の収入(年 収300万円)を得るまでの間 は返還期限を猶予	卒業後20年以内の元利均等返還
返還利率・返還利息	—	—	上限金利3%(在学中は無利息) 利率固定方式と利率見直し方式の選択制(19年度～)

出典: 文部科学省(2012)『日本学生支援機構(JASSO)奨学金貸与事業の概要』
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/052/052_01/siryou/_icsFiles/afiedfile/2012/07/17/1323448_01.pdf)

2/14 閲覧

ここで問題なのは、**全ての人々がこの奨学金を利用できるわけではない**ことである。まず、第一種奨学金は人数制限が厳しい。現行の学生支援機構奨学金受給者約130万人の内、第一種奨学金を受給できるのは約30万人ほどである。また、第一種奨学金を受給希望したのにも関わらず、受給できずにいる人々が6万人存在する。彼らに残された選択肢は第二種奨学金を受給することである。しかし、第二種奨学金を受給することは低所得層にとって難しいことである。なぜなら、**第二種奨学金を借りた場合、大学卒業と同時に最大770万円の借金を背負うこととなる**からである。その上、返済能力に応じて返済猶予申請はできるものの、最終的には全額返済が義務付けられている。もし、返済期限を過ぎた場合、ブラックリストに入るというリスクがある。ブラックリストに入るとクレジットカードの使用やローンの申請が不可能となる。

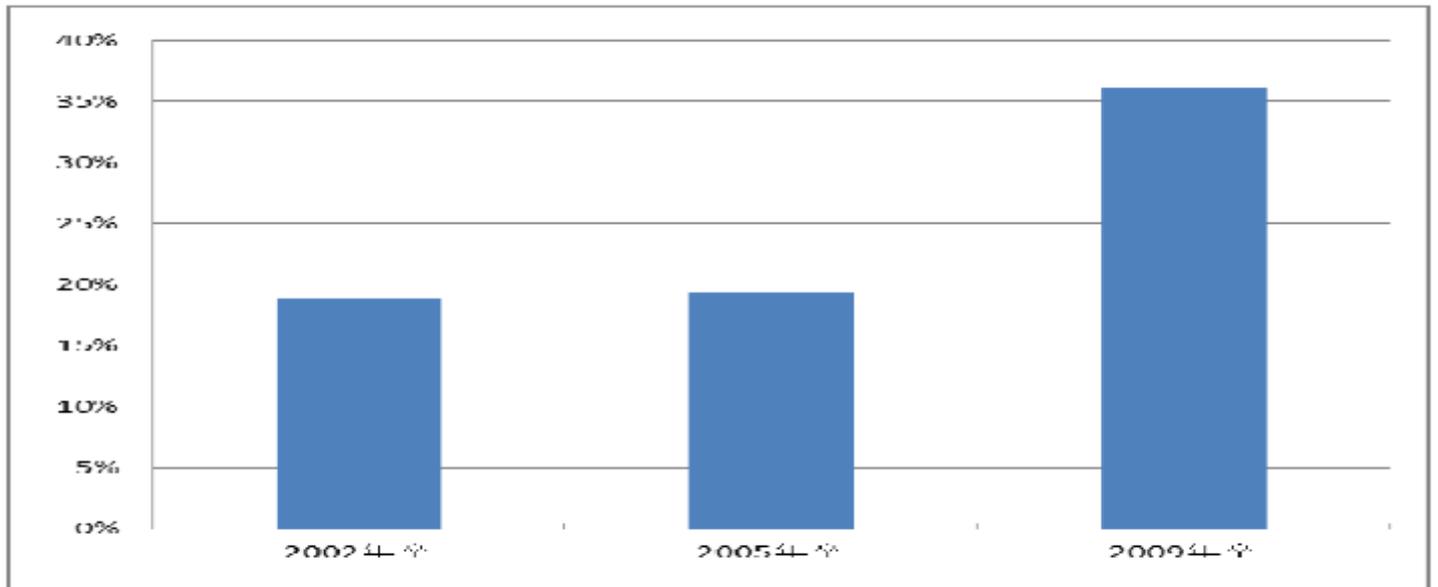
この様な制度設計から、**返済できるか不安だという理由から受給しなかった・親族に保証人を拒絶された人々は15万人を超えている**。彼らは大学入学を断念することを強いられているのである。

4 奨学金の返還を、金融機関(ゆうちょ銀行(旧郵便局)、銀行、信用金庫または労働金庫)の預貯金口座から自動的に引落とす口座振替のこと

2-2-a. 就職活動費用高騰の原因

就職活動における費用の高騰の原因は就職活動の開始時期は早期化傾向であると考えられる。採用情報を早期に公開することで採用予算が増加している。図7-1では、2002年、2005年、2009年卒業者に対する採用予算の推移を示している。2002年卒の採用予算増加予定の割合は20%弱であるが、2009年卒は35%へと4年間で大きく増加している。企業が2009年卒に対して採用情報公開を2002年卒、2005年卒に比べたら早いこと説明した。図7-1の2009年卒の採用コストは企業が2009年卒に対しての採用情報を早めたことで増加したのではないかと考えられる。つまり、採用情報を早期に公開することは企業のコストを増加していくという相関関係があると考えられる。

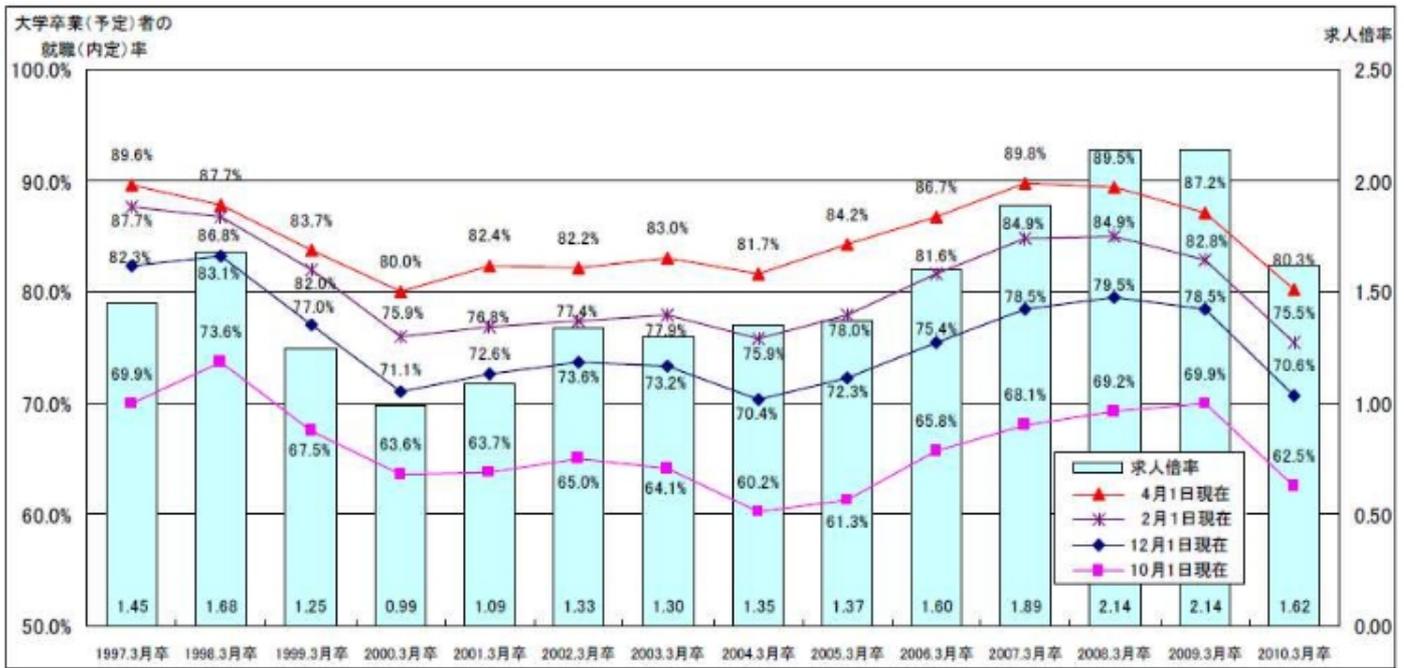
図7-1



出展:マイコミ新卒採用予定調査 2011

以前は企業との接触が大学4年次の2月頃からであったのが、近年では3年次の後期、早ければ夏季休暇で学生と企業の接触が起こっている。2004年と現在を比較すると、2004年に比べ接触開始時期は早期化しているものの、その終了時期はどちらも4月末でありほとんど差はない。2004年では一般的な就職活動期間はおおよそ半年程度であったが、現在のスタイルでは活動期間がおおよそ9ヶ月であり、中には実質活動期間が1年近くに及ぶ学生も存在する。このことから、就職活動の開始時期は早期化しているものの、早期に内定が取れない学生が増加していることが推測される。図7-2はリクルートワークス研究所が行った調査をもとに、日本学術会議が使用したものであり、1997年から2010年までの時期別の就職内定率との推移を示している。

図7-2



資料出所 文部科学省・厚生労働省「大学等卒業(予定)者の就職(内定)状況調査」
リクルートワークス研究所「第26回ワークス大卒求人倍率調査」
をもとに、日本学術会議が作成

日本学術会議によると、1998～99年頃を境として、次のような変化が生じている。まず、1999年以後の年では、何れの年においても、10、12、2月の各時点での内定率が低下していること(09年の10月時点の内定率が97年のそれと同率であることを唯一の例外とする)そして、2月時点と4月時点での内定率の差が、それ以前は1～2%であったものが、以後は5～6%程度に拡大していることがわかる。

日本学術会議は、「これらの事象は就職活動が「後ろに延びる」傾向を示唆している。」と述べており、また、「特に2月時点と4月時点での内定率の差の拡大は、2月の時点でもまだ「実質的な」就職活動が一定規模行われているが故に、4月になった時点での内定率がある程度上昇しているということを示唆していると思われる。」と結論付けている。つまり、近年は就職活動開始時期が早期化しているにもかかわらず、以前と比較して就職活動が長期間に及ぶため、学生が学業と就職活動を並行して行う期間が延びているといえる。

2-2-b. 就職活動における評価基準の不在

現状で述べた通り、就職活動において努力が正當に評価されないという現状がある。これは企業ごとに、採用するための評価基準が様々なものであるためといえる。現在の就職活動は容姿・縁故などといった観点から評価されることもある。そのため、決して平等であるといえない。また、これにくわえて、**就職活動における評価基準は人格や熱意可能性など、非常に抽象的で曖昧である。**結果として、努力が正當に評価されないという事態を招いているのである。

2-2-c. 新卒一括採用の慣行の存在

新卒一括採用は、日本における企業の新卒者の採用慣行として、新卒一括採用があげられる。新卒一括採用とは、日本型雇用慣行の出発点とも言えるもので、卒業見込みのあるものを一括して採用し、卒業後すぐに勤務させることである。『内閣府国民生活白書』によると、20～24歳の入職者に占める新卒者の割合は大企業においてはおおむね60%であり、多少の変動はあるものの、1990年代以降大きな変化が見られていない。また、新卒一括採用市場は職業経験のない者を対象としていることから、企業は主にコミュニケーション能力や一般常識などを重視して選考する。このようにして、今後も多くの企業が新卒一括採用の方式を維持または増やしていく傾向にある。国民生活白書によると、企業が新卒一括採用にこだわる理由としては、「社員の年

年齢構成を維持できる」、「フレッシュな人材を確保できる」、「定期的に一定数の多様な人材が確保できる」といった点が多くあげられる。

一方で新卒者が新卒枠で採用されなかった場合、彼らは新卒者としてではなく、若年既卒者として転職市場で職を探すことになる。若年既卒者とは学校卒業後、3年以内のもののことである。若年既卒者を新卒と同じ枠で採用している企業は22.4%しかなく、70%以上の企業が若年既卒者を新卒と同じ枠では採用していない。これは日本型雇用慣行を行う上で、企業の年齢構成にゆがみが出てしまうため、若年既卒者を新卒採用枠に入れていないと考えられる。

3. 政策

3-1. 大学入学における障壁の排除

3-1-a. オンデマンド授業の導入

高校3年生が大手塾・予備校の授業を放課後にPC室にてオンデマンドで受講可能とする制度を設ける。高等学校では情報科目を行うためのゆとりあるPC台数が導入されているため、全ての高等学校でオンデマンド授業は行えるものと考えられる。ここで受けられる授業は生徒の希望した授業である。具体的には、オンデマンド授業を配信している、塾・予備校などの外部教育機関の案内を元に、学校ごとに1つの外部教育機関と契約を結ぶ。そして生徒は、契約した外部教育機関が行うオンデマンド授業の中に希望する授業がある場合、無料で受講可能とする。

この様な制度を先駆的に導入した北星学園女子中学高等学校の例を挙げて効果を実証したい。オンデマンド授業導入以前の国公立大学合格者は毎年10名以下であったが、オンデマンド授業導入後からは毎年20名近くの合格者を排出することに成功した。2012年には、北海道内での私立高校で第2位の国公立大学排出数を記録した実績もある。しかし、この学校におけるオンデマンド受講は生徒の自費によってまかなわれていた。

本レジュメにおける政策によって、全国の高校でオンデマンド授業を無料で受講する機会を設ければ利用率も上昇すると考えられ、北海学園女子中学高等学校を超える成果を期待できる。これによって、私教育において行われる子どものニーズに応じた教育が、家庭の経済状況・地域にかかわらず無償で受けられるようになる。

3-1-b. 所得連動返済型奨学金の全面導入

原因分析でも述べた通り、将来の収入に対して安心できない人々は、返済に対する多大な不安が生じる。たしかに、平成24年度より第一種奨学金における所得連動制は全面的に導入を果たした。しかし、7割以上を占める第二種奨学金は未だに所得に関わらず、返済が義務付けられており、やはり利用者としては利用し難いことには変わらない。この制度の欠陥を是正するためには、第一種同様、返済に対する不安を解消しなければならない。

そこで、今回の政策では第二種奨学金においても、年収300万円以下の人々の返済猶予期間は無期限とする所得連動制を導入する。さらに第一種・第二種同様に大学卒業後、年収300万円⁵を超え次第、超過分の9%を源泉徴収し、返済にあてることとする。この政策における返済制度は現行の第一種奨学金の返済額とは大きく点がある。現行の第一種の返済方法は、年収300万円を超え次第、通常通り、月にして約1.5万円を返済しなければならない。しかし、年収300万円の人にとっては、返済を始めた結果として生存権で保障された生活が送れなくなる恐れがある。生活が送れなくなるということは、自己実現へ向かうことを完全に根本から覆す事態であるといえる。これを解消するために、上述した減額返済制を盛り込み、第一種奨学金・第二種奨学金共に所得連動返済型制度を導入する。また、源泉徴収式を導入した理由については、マイナンバー制の導入により所得把握が容易となった現在ならば、返済能力があるのにも関わらず返済を行わない、いわゆるフリーライダーを防止するという公正な返済方法が可能となるためである。

この所得連動型奨学金制度を全面的に導入したイギリスでは導入後、6割を超える大学進学率を達成した。この政策を行うことで、奨学金に対する返済不安が解消され、全ての人々にとって利用し易い制度となる。

3-2-a. 就職活動において雇用保険を適用

平成21年度の就職希望者数は41万1千人程度であると文部科学省の『平成20年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査』で推計されているが、その中には生活が苦しく、すぐに働かなくては生活していくことができないものもいる。

平成18年度学生生活調査(日本学生支援機構)によれば、私立大学に自宅から通学している場合にかかる生活費(学費を除く)は年間約40万円程度である。一方で下宿やアパート等に暮らしている私立大学生の生活費は約110万円である。自宅外通学者のほうが圧倒的に多くの費用がかかっていることがわかる。地方出身で都市部での就職を望んでいる者にとっては110万

5 300万円以上の収入の場合、9%を源泉徴収で引いても生存権で保証された健康で文化的な生活は送れるとの試算

円程度の費用がかかると考えられる。このことから、1年間の生活費である100万円を卒業後の初年度に支給する。この政策によって、

3-2-b. 就職センター試験の導入

企業に対し、国が実施する就職センター試験を元に、採用選考を行うことを法的に義務付ける。なお、企業が現在行っている採用選考は全て廃止とする。この政策における試験とは、専門知識を測る筆記試験と、コミュニケーション能力・積極性・実効性を測る面接によって行う。この試験結果は専門知識・コミュニケーション能力・積極性・実効性という4つの項目にわけられ、それぞれ点数化される。そしてこの試験結果を就職希望する企業に対して提出し、企業はそれを用いて採用選考を行う。この政策によって、努力が正当に評価されるための水準が設けられる。

3-2-c. 新卒一括採用の廃止

現在の新卒一括採用の慣例下においては、既卒者の努力が評価されない。これを解決するために、**新卒一括採用の慣行を廃止**する政策を提言する。具体的には、**年度卒ごとの採用試験を禁止**するよう、法律で義務付ける。

すると、時間的な余裕から、学生が留学や自己能力開発により多くの時間を注ぐことができるので、学生側には大きなメリットがある。学生は自己分析や業界研究・企業選びなど、将来のキャリアを考える時間が増えるので、自分に合った企業を選択することができる。

企業側にも自己能力開発や大学の4年間を通じて成長した人材・留学したことによるグローバルな人材を確保できるというメリットが生じる。また、単純に考えて多くの人材が採用市場にいるので企業はより多くの人材から選別することが可能になる結果的にそれが企業と学生間のミスマッチを小さくすることに寄与し、離職率の低下を促す。それは学生にはもちろんのこと、企業にとっても研修・教育コストが無駄にならないという点で両者にとって有益なことである。また、活動をする際に時間に余裕があるので大手志向の学生は、有効求人倍率が高く、人材不足に陥っている中小企業に流れる可能性も高まる。

この政策により、既卒者の努力が平等に評価されないという問題を根本から解決することができる。

3-3. 財源論

以上の政策を行うためには、膨大な費用が必要になることが考えられる。そこで財源を提示することで、実現可能性を実証したい。

まず、オンデマンド授業にかかる費用を提示する。この費用の割り出し方は、高校生が私教育にかかる費用に全国の高校生の人数を乗算した金額とする。ベネッセによると、高校生が私教育にかけている平均費用は年36万円である。これに全国の高校3年生の人数である約100万人を乗算すると、年間にして0.4兆円の費用がかかることがわかる。

次に、所得連動返済型奨学金にかかる費用である。文部科学省によると、2013年度の日本学生支援機構の奨学金受給総額は約1.1兆円である。また、就職活動における雇用保険の適用は就職希望者数41万に生活費年100万円を乗算し、0.4兆円とする。よって、この政策には**1.9兆円**の財源が必要となる。これは現在の**安倍政権が行う消費税増税5%の内、4%分の使い道**である、「**社会保障の安定化費用**」からねん出する。消費税は安定財源で、1%の増税につき2.7兆円の収入が得られる。よって「**社会保障の安定化費用**」として10.8兆円の財源が存在することがわかる。そしてこの中で予定されている、「後の世代への負担軽減」という枠で設けられた7兆円のうち1.9兆円を今回の政策に充てる。**私教育の費用を国が補償することと、就職活動における雇用保険の適用は、「後の世代への負担軽減」といえる。また、現行の奨学金は社会保障費の中から財源が確保されている。よって、この財源割り当ては妥当である**と考える。

4. 結び

以上の政策を打つことによって、大学教育を受ける機会が環境に関わらず平等となり、就職における機会が努力が正当に評価された上で平等となった。これをもって「自己実現できる機会がある社会」が達成されたといえる。

参考文献・資料

- 苅谷剛彦(2012)『学力と階層』朝日文庫
- 増田ユリヤ(2009)『新しい教育格差』講談社
- 鳩咲子(2013)『子どもの貧困と教育機会の不平等』明石書店
- 橋本俊詔・八木匡(2009)『教育と格差』日本評論社
- 岡田昭人(2013)『教育の機会均等』学文社
- 石橋知也(2006)『大学・専門学校進学のための進学費・奨学金・教育ローンガイド』九天社
- 本田由紀(2005)『若者と仕事』東京大学出版会
- 谷内篤博(2005)『大学生の職業意識とキャリア教育』勁草書房
- 河野昌博(2004)『現代若者の就業行動』学文社
- 川端大二・関口和代(2005)『キャリア形成：個人・企業・教育の視点から』中央経済社

中野育男(2002)『学校から職業への迷走』専修大学出版局
佐久間邦友(2009)『教育学雑誌第44号』日本大学文理学部
文部科学省(2010)『平成21年度文部科学白書』
文部科学省(2011)『平成22年度子どもの学習費調査』
文部科学省(2012)『日本学生支援機構(JASSO)奨学金貸与事業の概要』
文部科学省(2013)『学校基本調査』
総務省(2013)『小売物価格調査』
リクルート社(2013)『2013年就職白書』
JSコーポレーション(2010)『大学短大進学調査2010』
ベネッセ教育総合研究所(2013)『第2回学校外教育活動に関する調査』